

訴 状

東京簡易裁判所御中

2019年 月 日

原

告

被

告

上記代表者代表取締役

同

同

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価格 円 * チケット代金額

ちょう用印紙額 2000円 *チケット代 10万円までは1000円、20万円までは2000円

請求の趣旨

- 1、原告と被告の間でなされた立替払契約に基づく原告の被告に対する
[REDACTED]円の支払債務が存在しないことを確認する。
- 2、訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

1. 当事者

原告は、東京都在住の一般市民である。被告は、原告と立替払い契約を締結している信販会社である。疎外 Viagogo AG（以下「Viagogo」という）は、スイ

(ラグビーワールドカップ組織委員会) から、指定代理人から、若しくは公式チケット再販サービスで、又は RWCL (ラグビーワールドカップリミテッド) の書面による許諾を受けたその他の販売ルートか譲渡方法を通じてのみ、購入することができるものとします。先行販売では、JR 2019 が定める申込資格を有する方のみが申込み又は購入を行うことができます。上記以外の手段により購入又は入手されたチケットについては、無効とするとともに、没収の対象とするものとします。また、その場合、払戻し、または保証の対象にはなりません。」とされており(甲5)、Viagogo で購入したチケットは無効であることは明らかである。FIFA ワールドカップ 2018 年ロシア大会のチケットに関して、ドイツの裁判所も Viagogo のチケットは、無効であるのに、Viagogo がその旨を秘して買主に売却していたことを認定している(甲7)。また、本件と同様の被害が極めて多数発生していることはインターネット上の被害者の書き込みからも明らかである。

3、チケット購入後の被告への連絡と被告の反応

購入終了後に、公式ウェブサイトでの注意喚起(甲6)を知ったため、原告はすぐに被告に連絡し、上記の過程を説明したところ、本件契約については、調査をするとのことであった。また、Viagogo のウェブサイト原告のカード情報を入力しているため、カード情報の流出などによって他の詐欺組織に利用されることが無いよう、カードの切り替えをするかどうかを聞かれたため、すぐにカードの切り替えを依頼し、Viagogo のサイトに登録したクレジットカードは無効としてもらった。しかし、すでに購入手続きをしてしまった引き落としについては、調査をした結果で止められるかどうかを判断するというところであった。しかし、結果的に被告は、現時点では原告に対して調査結果の報告をしていないし、原告から2019年5月12日に状況の通報を受けていたにもかかわらず、その後 Viagogo からの請求に応じて Viagogo への支払いを実行してしまった。初期段階で電話対応した被告の[]氏は、Viagogo に関連して、同様の相談が多数寄せられていることを否定せず、しかも、「Viagogo でチケットを購入したお客様の中には、いい席がとれたと喜んでいる方もいらっしゃいます。」などと発言し、むしろ、Viagogo 側に立つ発言で、原告に支払いを認めさせようとしていた。しかし、仮に、Viagogo で「いい席が取れて喜んでいる」事案があったとしても、それは、実際に有効なチケットが送付されてきた他のイベントに関する事案であって、現時点ですでに組織委員会が無効であることを宣言しているラグビーワールドカップ2019のチケットの販売とは全く次元の異なる話である。ただ、実際には世界中の被害者が Viagogo にお金を支払

ったが、チケット自体が送られてこなかったという被害を明らかにしており、Viagogo 被害者の Facebook のグループもあるほどである。

4、Viagogo との交渉

Viagogo とは直接コンタクトをとりたくても、電話番号が Viagogo のサイトには公開されておらず、ネット上で検索した結果、日本国内にあると思われる電話番号（03-4578-7996）を見つけ、架電したが、自動音声による応対であり、しかも、チケット購入時の ID をプッシュホンで入力させられ、イベント開催まで 72 時間前を切ったチケットでなければ、勝手に電話が切れてしまうというものであり、Viagogo の人間と電話で直接話すことは非常に困難であった。

その後、ウェブサイト上で、非常にわかりづらいが複数のリンクを経て問い合わせフォームにたどり着くことが判明し、その問い合わせフォームを使って、Viagogo で購入したチケットは無効であり会場で利用できない旨組織委員会が明言しているから、無効なチケットを無効なものと買主を欺罔して売却したことを理由とする詐欺取り消し、また、その結果、申出人は無効なチケットを有効なものと誤信して購入した錯誤無効の主張をし、Viagogo に対して返金を繰り返し求めた（甲 3）。

Viagogo からは、それらのメールに対して、「お問い合わせありがとうございます」という自動返信が送られてくる以外は、数回メールによる回答および外国人と思われる者（名乗った名前：シェーナ、Tony、ヤマモトなど）により電話での回答があったが、電話をしてきた者は、日本語が話せないか、あるいはただたどしい日本語しか話すことができず、一方的に電話を切られるなどして全く埒が明かなかった。また、ある者は、「ではこれから案内する電話番号に電話してください。そうすれば担当者が対応しますので。」と述べ、電話番号を聞いたところ、原告はすでに何度も架電している自動音声案内の（03-4578-7996）の電話番号で、Viagogo 側が、その場しのぎの対応で全く真摯な対応をしていないことは明白であった。また、電話をしてきた者は、全員、ファーストネームかファミリーネームのどちらかしか伝えず、今後の対応人物特定のためにフルネームを教えてほしい旨頼んでも、全員がそれを拒否した。また、どこから電話をしているのかという当方からの問いに対しても、ヤマモトと名乗るもののみがロンドンと答えたが、それ以外の者は回答を拒否した。メールおよび電話での Viagogo の主張内容は、「利用規約に基づき契約はキャンセルはできない。したがって返金はできない。」「転売すれば問題は解決する。」「チケットに他人の名前が記載してあるが、会場で身分証の確認をしない可能性が高いからバレないと思う。」という内容の繰り返しであった。

そもそも、当方の主張は有効に問題なく成立した契約のキャンセルではなく、Viagogo の紋切型の回答と原告の主張は全くかみ合っていなかった。当方の主張は、本件契約の錯誤により本件契約は当初から無効であったか詐欺取り消しにより契約締結時にさかのぼって効力を失う旨を主張しているのであり、問題なく成立した契約のキャンセルを求めているわけではない。また、原告は、Viagogo チケットが無効で使えないものであるから、詐欺取り消しや錯誤無効を主張しているのであって、Viagogo が進めるように、無効であることを知りつつ転売すれば、それは Viagogo の違法行為の片棒を担ぐ行為でもあり、かつ、原告自身も詐欺行為を行うことに他ならないのであって、それができるはずがない旨を何度説明しても、平行線であった。

結局、Viagogo 側は、原告の主張を理解せず、かみ合わないやり取りが延々と続けられた。何度も主張しているように、申立人の主張は、使えない（無効な）チケットを使える（有効な）ものと買主に誤信させて販売した本件売買契約は錯誤または公序良俗に反するものとして無効であり、あるいは詐欺を理由として取り消すというものであり、無効なチケットを売りつけた本件契約は最初にさかのぼって効力がなかったことになるからキャンセルや返金、ましてや転売の問題ではない旨を何度主張しても、平行線であった。

5、本抗弁の根拠

本件支払い停止の抗弁は割賦販売法 30 条の 4 に基づくものであるが、同条による対抗事項は購入者保護の観点よりできる限り広く解すべきとの政令があり、具体例として以下の事項が挙げられている。

（ア）販売業者に債務不履行等があること

商品の引渡しがないこと

見本・カタログ等によって提示された商品と現に引渡された商品が違うこと

商品に明らかな瑕疵または隠れた瑕疵があること

商品の引渡しが遅れたため、商品購入の目的が達せられなかったこと

商品の販売の条件となっている役務の提供がないこと

その他販売業者に債務不履行があること

（イ）売買契約が成立していない場合、無効である場合又は取消しうる場合であること

本件申し立ては、上記（イ）売買契約が成立していない場合、無効である場合又は取消しうる場合であることに該当することは明らかである。また、予備

的な理由として（ア）のうち、「見本・カタログ等によって提示された商品と現に引渡された商品が違うこと」、「商品に明らかな瑕疵または隠れた瑕疵があること」、「商品の販売の条件となっている役務の提供がないこと」、「その他販売業者に債務不履行があること」を主張する。なぜならば、Viagogo のウェブサイトでは、購入したチケットが他人名義のものであり幸運にも入り口で身分証の提示が求められず、「バレなければ」競技を見れるというリスクを伴うものであるが、そのようなリスクは売買契約時に提示されていないし、これは商品の「瑕疵」であることは明確であるし、購入者は、入場できるかどうか分からないチケットではなく、「正規」の「自分名義」の「有効な」チケットを正規のルートで入手することを当然の前提として売買契約を締結したにもかかわらず、そのようなチケットは入手できないことは現時点で明らかであるからである。

6、被告との交渉過程

すでに述べたように、本チケットを購入した当日である2019年5月12日に、原告は被告に連絡している。その時点で、Viagogo から被告への売買代金の請求はなかった。しかし、被告は原告から報告を受けておきながら、その後Viagogo からなされた請求に応じてしまい支払いを実行してしまった。それにより原告の被害回復は著しく困難な状況に陥った。また、被告は調査をして原告口座からの引き落としをするかどうかを決めると言っておきながら、調査結果については特に連絡のないまま、2019年5月24日付 ■■■ CARD ご利用明細において、チケット代全額14万6072円の請求をしてきた（甲10の1）。そこで、原告は2019年5月24日に本件チケット代をリボ払いへ変更する申請を被告にして、支払い方法をリボ払いへ変更した（甲11）。

さらに、2019年5月30日付で原告は被告に対して割賦販売法30条の4に基づき支払い停止の抗弁を申し立てた。6月下旬に原告が被告に架電して確認したところ担当者の■■■■氏は、支払い停止の抗弁申立書は受け取っているが申し立ては認めない旨の回答をしたが、その理由について何ら合理的な説明はなかった。原告から■■■■氏に対して、支払い停止の抗弁を認めないことが正式決定であるならば書面での回答をするように求めたが、現時点で何らの書面による回答はないまま、被告は2019年6月23日付 ■■■ CARD ご利用明細書において、2019年7月10日にリボ払い1回目の5000円の引き落としを実行する旨を通知してきた（甲10の2）。

原告としては、引き落としの引き落としを止めるためには、引き落とし口座残高を0円にして引き落とし不能な状況にするしかないが、それにより。原告のカードの信用情報に問題が生じ、今後 ■■■ CARD のみならず、他のカードとの

契約にも影響が出て、日常生活に大きな支障が出る可能性があり、口座残高を 0 にして、引き落としを不可能にすることもできない状況である。原告としては、支払い停止の抗弁が出ているにもかかわらず、それを認めない合理的な理由も示すことなく、被告が引き落としを強行することは到底承服できず、信じがたい気持である。原告は被告に対し、本件訴訟終了まで、本件の引き落としを止めるように強く求める。

7、最高裁判決判例

（１）昭和 59(オ)1088、事件名：立替金、裁判年月日：平成 2 年 2 月 20 日、最高裁判所第三小法廷判決

最高裁判所も、昭和五十九年法律第四九号（以下「改正法」という。）による改正後の割賦販売法三〇条の四第一項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにほかならない旨判示しており、本件における、Viagogo に対する錯誤無効、詐欺取り消しの事由についても、当然本件判決の指摘するように被告に対抗しうる事由となる。

（２）最高裁判所第 3 小法廷判決／平成 21 年（受）第 1096 号【判決日付】平成 23 年 10 月 25 日、最高裁判所民事判例集 65 巻 7 号 3114 頁

本件は、支払い停止の抗弁に基づき、未払い分については債務不存在確認を、既払い分については返還請求を求めた事案である。主に、支払い停止の抗弁により既払い金の返金ができるかという点が主な争点であるが、未払い金の債務不存在については特に争点になることなく認められ、確定している。

3. 結論

よって、原告は割賦販売法 3 条の 4 に基づき、Viagogo に対して生じている事由である Viagogo との本件売買契約の錯誤無効、公序良俗違反無効または詐欺取り消しを被告に対しても主張する。したがって、原告と被告の間でなされた立替払契約に基づく原告の被告に対する [] 円の支払債務が存在しないことを確認する判決を求める。

以上

証拠方法

甲第 1 号証 本件チケット購入時に設定し、現在も有効な申立人の Viagogo ア

カウント

- 甲第2号証 購入履歴（本件チケットの内容と金額）
- 甲第3号証 Viagogo との交渉経過
- 甲第4号証 Viagogo 利用規約
- 甲第5号証 ラグビーワールドカップ2019チケット規約
- 甲第6号証 非公式チケット販売サイト一覧(Viagogo を通じて購入したチケットが利用できない旨が明記されている)
- 甲第7号証 FIFA ワールドカップ2018年ロシア大会においても、Viagogo が同様の手口でチケットを転売していた旨の報道がなされている旨のウェブサイト（ドイツの裁判所は「Viagogo は事実と反して、チケットが有効で実際に手元に配達されるものと買い手に誤信させてチケットを販売していた」旨を認定している。）
- 甲第8号証 Facebook から誘導される Viagogo の購入サイト（会場で使えないチケットを有効なチケットであるかのように誤信させる欺罔行為）
- 甲第9号証 原告から被告に対して提出した支払い停止の抗弁申立書
- 甲第10号証 ■■■ CARD ご利用代金明細書（2019年5月24日作成分、同年6月23日作成分）
- 甲第11号証 ■■■ Web サービス・リボ・分割切り替えサービス受付完了のお知らせ
- 甲第12号証 包括信用購入あっせん（1）要件

付属書類

- 1、資格証明 1通
- 2、訴状副本 1通
- 3、甲号証の写し 2通